

令和元年度第2回東京都北区空家等対策審議会 議事録

日 時 令和元年8月20日（火）午前10時

場 所 北とぴあ7階 第1研修室

I. 出席委員（14名）

委 員 (敬称略、順不同)			
高橋 雅夫	内山 忠明	大島 正美	木佐貫 正
手塚 康弘	佐藤 雅一	遠藤 幹雄	唐澤 学
平松 一隆	小宮山 庄一	藤野 浩史	峯崎 優二
前田 秀雄	佐藤 信夫		

II. 欠席委員（3名）

委 員 (敬称略、順不同)			
小林 勇	矢野 誠	高津 智彦	

III. 傍聴者（0名）

IV. 公開・非公開の別

公開、一部非公開

V. 議 事

1. まちづくり部長挨拶・委員紹介・事務局説明

横尾まちづくり 部長	<p>おはようございます。</p> <p>まちづくり部長の横尾でございます。どうぞよろしくお願 いいたします。</p> <p>本日は、令和元年度第2回目の空家等対策審議会でございます。</p> <p>内容としましては、新たな特定空家等の認定と、前回から 引き続き特定空家等に係る措置でございます。どうぞよろし くお願いいたします。</p> <p>また、先に委嘱状をご送付させていただきましたとおり、 委員の皆様につきましては、令和元年6月1日から、新たな 任期として、本審議会の委員を務めていただくこととなりま す。新たな任期につきましても、引き続き、よろしくお願 いいたします。</p> <p>お手元に委員名簿（資料2-1）を配布しております。新 たな任期となりますので、改めて委員の紹介をさせていただ ければと存じます。</p> <p>委員のお名前を申し上げますので、大変恐縮ですが、その</p>
---------------	--

	<p>場でお立ちいただければと存じます。 それではご紹介をさせていただきます。 本審議会会長の 高橋 雅夫 様 でございます。日本大学法律学部法律学科教授でございます。</p>
高橋会長	よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	副会長でございます。弁護士の 内山 忠明 様 です。
内山副会長	よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	東京司法書士会北・荒川支部 大島 正美 様 でございます。
大島委員	よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部 木佐貫 正 様 でございます。
木佐貫委員	よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	NPO 法人日本地主家主協会 手塚 康弘 様 でございます。
手塚委員	よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	滝野川警察署長 佐藤 雅一 様 でございます。
佐藤委員	佐藤です。よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	王子消防署長 遠藤 幹雄 様 でございます。
遠藤委員	遠藤です。よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	赤羽消防署長 唐澤 学 様 でございます。
唐澤委員	よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	滝野川消防署長 平松 一隆 様 でございます。
平松委員	よろしくお願いいたします。
横尾まちづくり部長	続きまして、北区の行政側の委員をご紹介いたします。 危機管理室長 小宮山 庄一 でございます。
小宮山委員	よろしくお願いいたします。

横尾まちづくり 部長	生活環境部長 藤野 浩史 でございます。
藤野委員	よろしく願いいたします。
横尾まちづくり 部長	健康福祉部長 峯崎 優二 でございます。
峯崎委員	よろしく願いいたします。
横尾まちづくり 部長	保健所長 前田 秀雄 でございます。
前田委員	よろしく願いいたします。
横尾まちづくり 部長	土木部長 佐藤 信夫 でございます。
佐藤委員	よろしく願いいたします。
横尾まちづくり 部長	皆様どうぞよろしく願いいたします。 本日は新たな任期の第1回目の審議会ですので、開催に先立ちまして本審議会の趣旨について事務局から説明申し上げます。
栃尾住宅課長	本審議会の趣旨につきましてご説明いたします。 大変恐縮ですが、右側に資料2-2と書かれた資料をお願いいたします。 <p style="text-align: center;">《資料2-2説明》</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）第7条におきましては、空家等対策計画の作成や対策の実施について協議を行うため、地域住民、法務、不動産、建築等の専門家等を構成員とした協議会を設置することができることと定められてございます。本審議会は、この趣旨を踏まえまして、空家法の適正かつ円滑な運用を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、区長の附属機関として設置するものでございます。</p> <p>設置根拠としましては、「東京都北区空家等対策審議会条例」がございまして、本審議会の構成につきましては、「2」に記載のとおり、「学識経験者」、「関係団体等の代表者」、「警察署及び消防署の職員」等で構成するものとされております。</p> <p>また、具体的な所掌事務としましては、「3」に記載がございまして、区長の諮問に依りて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 空家等対策計画の策定、変更等に関すること。 ② 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関すること。

	<p>③ 特定空家等に係る助言又は指導及び勧告に関すること。</p> <p>④ 特定空家等に係る命令に関すること。</p> <p>⑤ 特定空家等に係る代執行に関すること。</p> <p>のご審議、答申を行うものとされております。</p> <p>本審議会における諮問、審議、答申の流れにつきましては、下半分の図でお示ししているとおり、空家等対策計画の策定に関するもののほか、特定空家等の認定や助言・指導、勧告、命令、代執行の措置につきまして、それぞれの段階に応じて諮問し、ご審議、答申を頂くものでございます。</p> <p>なお、参考までに、空家法、本審議会の設置条例及びその施行規則を添付しておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。説明は以上となります。</p>
横尾まちづくり部長	<p>続きまして、本日の出席について、事務局にて確認させていただきます。</p>

2. 審議会委員の出席確認

栃尾住宅課長	<p>本日の出席委員についてご報告いたします。</p> <p>本審議会は、資料2-1のとおり17名の委員をもって構成されているところ、本日は、14名の委員にご出席いただき、過半数を満たしております。</p> <p>従いまして、東京都北区空家等対策審議会条例第6条第2項の規定による会議の定足数を満たしておりますので、会議は成立しております。報告は以上です。</p>
横尾まちづくり部長	<p>この後の進行につきましては、会長にお願いをしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

3. 議事進行

高橋会長	<p>それでは、本審議会が成立していることを確認しました。</p> <p>ただいまから、東京都北区空家等対策審議会を開催いたします。</p> <p>それでは初めに、諮問文の読み上げ及び資料の確認について、事務局からお願いします。</p>
栃尾住宅課長	<p>順番が前後して申し訳ありませんが、先にお手元の資料の確認をお願いしたいと存じます。</p> <p style="text-align: center;">《資料の確認》</p> <p>(1) 事前配布資料</p> <p>○東京都北区空家等対策審議会委員名簿【資料2-1】</p> <p>○東京都北区空家等対策審議会の概要について【資料2-2】</p> <p>○特定空家等措置状況一覧【資料2-3】</p>

なお、「資料２－３ 特定空家等措置状況一覧」につきましては、資料送付後に状況の変化がございました関係で、差替えさせていただければと存じます。右上に「当日差替資料」と記載された資料を席上配布させていただきましたので、恐縮ではございますが、こちらに差替えて頂ければと存じます。

○特定空家等に係る代執行の流れについて【資料２－４】

○議案一式

- ・ 特定空家等に係る勧告について（３０－０３）【第２５号議案】
- ・ 特定空家等に係る命令及び代執行について（３０－０５）【第２６号議案】
- ・ 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導について（０１－０１）【第２７号議案】
- ・ 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導について（０１－０２）【第２８号議案】

また、第２６号議案につきましても、資料送付後に進捗がございましたので、差替えさせていただければと存じます。第２６号議案につきましては、右上に「当日差替議案(第２６号議案)」と記載されたものを席上配布させていただきましたので、こちらでご審議いただければと存じます。

(２) 当日配布資料

○諮問文（会長は正本、他の委員は写し）

○座席表

○特定空家等認定議案（写）

お手元に資料のない方はいらっしゃいますでしょうか。
続きまして、本日、席上配布しました諮問文を読み上げさせていただきます。

《諮問文の読み上げ》

３１ 第北ま住第１７０６号
東京都北区空家等対策審議会 殿
東京都北区長 花川 與惣太

特定空家等の状態にあるか否かの判定及び特定空家等に係る措置について（諮問）

標記の件について、東京都北区空家等対策審議会条例第２条第２号から第６号までの規定に基づき、下記のとおり諮問しま

	<p>す。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定空家等に係る勧告について（管理番号30-03）（第25号議案） 2 特定空家等に係る命令及び代執行について（管理番号30-05）（第26号議案） 3 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導について（管理番号01-01）（第27号議案） 4 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導について（管理番号01-02）（第28号議案） <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題の審議に入ります。</p> <p>議題（1）について説明をお願いします。</p>
枳尾住宅課長	<p>会長、事務局です。</p> <p>それでは議題（1）「特定空家等の措置状況について」をご説明いたします。当日差し替えの資料2-3をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">《資料2-3説明》</p> <p>資料の上から順番にご説明いたします。管理番号30-01の[]及び管理番号30-02の[]につきましては現在、指導を継続している状況でございます。</p> <p>管理番号30-03の[]につきましては、本日、第25号議案として勧告の諮問をさせていただいております。</p> <p>管理番号30-04の[]につきましては、所有者等に解体され特定空家等の状態が改善されております。</p> <p>管理番号30-05の[]については、本日、特定空家等に係る命令及び代執行の諮問をさせていただきます。</p> <p>管理番号30-06の[]につきましては、指導を継続している状況でございます。</p> <p>管理番号30-07の[]につきましては、現在、勧告後の経過を観察している状況でございます。</p> <p>管理番号30-08の[]と管理番号30</p>

	<p>ー〇九の [REDACTED] につきましては、現在、指導を継続している状況です。</p> <p>管理番号〇一〇一の [REDACTED] の案件については、本日、諮問をさせていただく予定でしたが、当該建築物の電気が点灯しているなど居住の可能性が明らかになったことから議案を取り下げさせていただきたいと存じます。</p> <p>管理番号〇一〇二の [REDACTED] につきましては、第28号議案として、特定空家等の状況にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導について諮問をさせていただきます。</p> <p>本日までの措置状況といたしましては9棟の空家等を特定空家等に認定し、そのうち8棟について指導又は助言を実施、指導又は助言を実施した8棟のうち2棟については、勧告を実施してございます。</p> <p>議題（1）の説明につきましては以上となります。</p>
高橋会長	<p>ただいまの説明について、質問等はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;"><u>質疑なし</u></p> <p>本日傍聴人の方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;"><u>傍聴人なし</u></p> <p>それでは審議を続けたいと思います。</p> <p>議題（2）について、説明をお願いします。</p>

非公開

4. 審議終了後

高橋会長	<p>本日の議題については、以上となりますが、他にご意見、ご質問等はございますか。</p>
大島委員	<p>同業の司法書士から情報提供があった。補助人をやっている方で被補助人のもとに届いた北区からの通知に損害賠償等の金額の件が書いてあり、また、封筒のあて先が乱雑な手書きで書いてあったため、詐欺ではないかと疑ったという事例があった。</p>
栃尾住宅課長	<p>会長、事務局です。</p> <p>住宅課に近隣住民等から陳情があった案件については、建築課とともに現地の確認をし、所有者等の調査をかけた後、注意喚起や区の支援事業の紹介等を記載したチラシを指導文と共に送付している。ご指摘の点は今後留意しながら進めていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。</p>

高橋会長	<p>他にご質問等はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;"><u>質疑なし</u></p> <p>特になければ本日はこれで終了とさせていただきます。 皆様のご協力により滞りなく審議会を進めることができました。ありがとうございました。</p>
------	---

5. 閉会

横尾まちづくり 部長	<p>本日は、お忙しいなかご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今回は特定空家等の略式代執行のご審議をいただきました。特定行政庁として慎重に取り組んで参りたいと思います。</p> <p>本日の審議は、これをもちまして閉会とさせていただきますが、引き続き、今後ともよろしく願いいたします。</p>
---------------	--